

第3回

東京都食品安全審議会検討部会会議録

平成16年10月4日（月曜日）

第一本庁舎42階特別会議室B

午後3時00分 開会

○小川食品監視課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第3回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。私は食品監視課長の小川でございます。委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、ほんとうにありがとうございます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

まず、委員の皆様の出欠状況を確認させていただきます。ただいまご出席の委員は、ちょうど9名でございます。検討部会委員数10名の過半数に達しておりますので、部会開催は定足数を満たしているということでご報告させていただきます。

なお、高橋委員におかれましては、本日ご都合によりご欠席というご連絡が入っておりますので、皆様方にご報告させていただきます。

次に、本日の予定でございますが、お手元の次第をあけていただきたいんですけれども、次第にありますとおり、推進計画の考え方（中間まとめ）の報告案についてご検討を十分いただきたいと思っております。

それでは、丸山部会長に審議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○丸山部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。本日は当検討部会で2回にわたり、非常に密度の濃い審議をしましてまいりましたが、その食品安全推進計画の考え方について、今月の25日に開催が予定されております審議会の親会に報告する、中間まとめの案についてご検討いただくこととなります。この中間まとめというのは、最終的には審議会の答申のためのたたき台という形になるわけでございますので、十分ご検討いただいた上で親会に報告したいと考えております。委員の皆様の忌憚のない討議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

事務局から示されておりますこの報告案というのはかなり分厚くて、非常にボリュームがあるものがございますが、これはお互いに関連している一連の内容ということでございますので、全体を通して、事務局のほうからご説明を願いたいと思っております。その後、章ごとにとしたほうがいいのかと思うんですが、ご検討をいただこうと考えておりますので、どうぞご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○中村食品安全担当係長 それでは、私のほうから、資料につきましてご説明させていただきます。

お手元のほうに、資料1といたしまして、「東京都食品安全推進計画の考え方（中間のまとめ）（報告案）」というものがついてるかと思っております。こちらの資料につきまして、説明させていただければと思います。

まず、その資料1を1枚めくっていただきますと目次が書いてございます。目次をごらんいただきたいと思います。今回の中間まとめにつきましては、これまでの第1回、第2回目の資料と若干構成を変えてございます。前回までの部会での検討結果を踏まえまして、部会としての答申に沿った構成とさせていただきます。このため、最初の項であります第1に「計画にあたっての考え方」というものを挙げておりまして、これまでのいわゆる第1章、第2章という形で整理をしましてまいった部分でございますけれども、その事項を整

理させていただいております。

この目次の第1の部分を受けまして、第2に、「都における食品の安全確保施策の体系(基本的プラン)」の考え方という形を整理させていただきます。

さらに、第3に「重点的・優先的に取り組むべき項(戦略的プラン)」の考え方を示しますとともに、第4におきまして、「計画の実現に向けて」ということで、計画の検証等の手続のほうの整理という形でまとめさせていただいたというものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、順次ご説明させていただきます。

1ページめくっていただきますと、ページ1、「はじめに」という部分があるかと思えます。この部分におきまして、親会であります審議会から部会への検討の付託の経過でありますとか、あるいは部会から中間まとめとして審議会に報告を行う旨を記述してございます。最後の部分にありますように、中間のまとめとして審議会へ報告するという結びになっております。先ほど部会長のほうからお話ございましたとおり、これをたたき台といたしまして、今月の25日、審議会のほうに報告していきたいということを書いてございます。

続きまして、2ページ目でございますが、計画の策定にあたっての考え方についてですが、ここでも、ここではまず、本計画が食品安全条例の第7条に基づき策定されるものであるということを明確にしております。また、昨年度の食品衛生調査会におきまして、この計画で、都の対策の総合的な体系と中期的な計画を都民に示す必要があるんだという旨の答申を受けておりますので、そういったものを踏まえまして、下のほうに四角で囲んである部分でございますけれども、本計画が法に基づく施策や都独自の施策を含めまして、食品安全確保の全体像を体系的に示すものであること。2点目としまして、都が目指す目標を明らかにいたしまして、施策の中期的な方向を示すものであること。3点目としまして、様々な施策の中で重点的に取り組むべき事項を示すものであるという位置づけを、この冒頭で明確にしております。

その次、3ページからでございますけれども、食品の安全確保における現状を踏まえまして、本計画を策定する上での視点という形で整理させていただきました。

その前段としまして、施策の現状として、BSEの発生を契機とし、我が国の食品安全行政にリスク分析の考え方が導入されてきたこと、また都におきましては、平成2年に基本方針を策定して以来、総合的な施策の推進を図ってまいったところでございますけれども、さらに本年3月には食品安全条例を制定いたしまして、都民、事業者の責務、あるいは役割を踏まえたより総合的、計画的な施策の推進を図っているということ、さらにこの食品安全条例だけではなくて、消費生活条例など諸条例が都にはございまして、そういったものが補完し合いながら、食品の安全確保を進めているという現状をまず明らかにしております。

こういった現状を踏まえまして、3ページからになりますけれども、本計画において、こうしたさまざまな取組を総合的に進めるための視点というものは何なのかということ整理させていただきました。その第1でございますが、食に対する信頼を高めるための施策の充実という視点を据えてございます。食品安全条例の目的であります、都民の健康を守るためには、まず自治体レベルでの施策の強化、充実を図るということ、それによりまして、都民の不安・不信の解消が必要であろうということ掲げております。

また、都民に身近な行政機関としまして、正確かつ迅速な情報提供であるとか、あるいは都民・事業者の方々との情報、あるいは意見の交換などを含めました関係者相互の信頼が得られるような施策の充実、こういった視点が必要だということを掲げてございます。

この視点でございますけれども、後に述べさせていただきます、例えば自主管理の推進であるとか、あるいはリスクコミュニケーションの充実などにつながっていくものと考えております。

2点目の視点でございますが、4ページになりますけれども、東京都の地域特性に応じた施策の展開というものを掲げてございます。これは今までの部会の検討の中でも何回かお示ししておりますけれども、東京都は我が国最大の消費地である、あるいは流通の拠点である、さらにはさまざまな情報の集積、あるいは発信地であるというようなことを踏まえまして、いち早いリスク情報のキャッチといった部分、そういった地域特性を踏まえた施策の展開が必要といった視点を掲げてございます。この視点につきましては後に述べさせていただきます、例えば健康への悪影響の未然防止、あるいは拡大防止の施策というものにつながっていくと考えております。

それから、3点目でございますが、多様な課題に対する効果的な施策の推進という視点でございます。科学技術の発展、あるいは国際化の進展などにより多様化する課題に対しまして、効果的な施策を実施していこうという視点でございます。この視点に基づきまして、施策の進捗状況の把握であるとか、あるいは社会状況の変化に対応した施策の見直しなど、計画的な推進につながっていくと考えております。

こうした計画の位置づけ、あるいは視点を踏まえまして、4ページの中ほどから、この計画で明らかにすべき事項は何なのかということを整理しております。また、冒頭におきまして、委員の皆様から多数のご意見がありました、都民にわかりやすい内容となるように配慮する必要があるという旨の記載もここでしてございます。

具体的に記載すべき内容でございますが、まず現状と課題ということを挙げてございます。この現状と課題につきましては、さきの第1回の検討部会以来におきまして、ある程度整理させていただいていると考えております。

次に、総合的な体系でございまして、施策の体系に当たりましては、都の食品安全行政の基本的な方向性を示しております食品安全条例との関係を明確にするために、条例の三つの基本理念を踏まえまして整理する必要があるとしてございます。

それから、次に重点的・優先的に取り組むべき事項でございまして、より具体的な計画を策定しまして、これを明らかにすることで関係者の皆さんの協力を得ながら推進する必要があるとしてございます。また、計画の検証につきましても、進捗状況や効果の検証に係る手続を明確にする旨を記載しているということでございます。

次に、計画の期間でございまして、冒頭に申し上げましたとおり、本計画は施策の中期的な方向性を具体的に示すという考え方を踏まえまして、5か年計画とする旨の考え方を示しております。

以上が、第1の部分でございまして。

次に、6ページからの第2、都における食品の安全確保施策の体系でございまして、さきに5ページの、計画で明らかにすべき事項の部で考え方を示しておりますとおり、食品安全条例の三つの基本理念に基づいて体系化し、それぞれ体系づけられた施策の

課題であるとか、あるいは方向性を整理しております。体系につきましては、第1回目の検討部会で検討いただきましたとおり、三つの施策の柱と、それを支える施策の基盤という形で整理しております。

7ページ以降になりますけれども、そういった考え方に基きまして、都が実施している、あるいは今後実施していく施策を整理したものを記載しております。7ページには体系の柱、あるいは基盤につきましては、食品安全条例において、都の責務とされております13の項目、事項があるわけですが、それを体系化いたしまして、さらにそれにつながる具体的な施策というような体系図にしております。

また8ページから17ページにかけまして、かなりボリュームがあるんですが、それぞれ体系化された施策ごとの現状と課題、対応、あるいはその具体的な施策というような形を記載しております。

なお、体系図の一番末端といいますか、枝の部分になります具体的な施策の目的でありますとか、概要、方向性につきましては、本文後ろに参考資料というものをつけてございます。その参考資料の1に表組みのような形で、それぞれの施策の目的、概要、方向性を整理させていただいております。ですので、第2でまず施策体系の考え方を述べさせていただきますので、その考え方に基きまして、整理してみるとこんな形になりますというようなまとめ方にさせていただいております。

個々の内容につきましては、第1回目の検討部会におきましても、若干詳しく説明させていただいておりますので、時間の関係もございますので、次に進ませていただければと思います。

次に、18ページからになりますが、重点的・優先的に取り組むべき事項、いわゆる戦略的プランという形でこれまでいろいろとご説明してきた部分につきまして、考え方をまとめてございます。

前回の部会のほうでこういった重点的、あるいは優先的に取り組む事項を検討するに当たりまして、都における現状を踏まえた上で、重点的な課題というのは何なのかという考え方をまず整理していきたいとご説明させていただきました。今回その重点課題を考えるに当たりまして、まず一つの要因としまして、我が国において、リスク分析という考え方に基づく安全確保対策が進められているということをご報告させていただきます。さらに先般、都が策定いたしました食品安全条例の中でも、事業者責任の明確化でありますとか、リスク分析の考え方に基づく未然防止でありますとか、さらに関係者の食の安全に対する理解を深めるためのリスクコミュニケーションの必要性など、基本的な方向性が示されております。

こういった事項に照らしまして、重点課題の分析を行うというスタンスで整理をさせていただきました。その結果、そこに書いております三つの重点課題というものが今後考えられるのではないかとというふうにもまとめてございます。その一つが「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」という点、2点目が「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」、3点目が関係者による「食品の安全に関する共通認識の醸成」という形でございます。こうした課題を効果的に解決するための対策を、今回、戦略的プランというふう位置づけまして、今後5か年で取り組むべき具体的な計画を策定し、実施していくことが必要であるという形のまとめにさせていただきました。

最初の重点課題でございます「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」についてでございますけれども、18ページから19ページに掲げてございます。

まず最初に、衛生水準の向上と事業者の社会的信頼の向上ということを掲げてございます。事業者の自主的な取組によりまして、まず衛生管理の向上を目指そうという点でございます。さらにそういった衛生管理の向上に向けた努力が社会的に評価され、信頼が得られるような施策の充実ということの必要性を掲げてございます。そのほか都民の安全・安心の実感としまして、生産者、あるいは製造者と顔の見える関係をつくるという意味で、生産・製造情報などを積極的に提供しようとする事業者を都民が容易に知ることができるような施策の必要性というのも挙げてございます。

次の重点課題でございますが、「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」でございます。これにつきましては、まず未然防止の観点からの確かな情報収集とその分析、評価を行いまして、施策に反映していく必要がある旨を明らかにしております。また、現に顕在化しているリスクに対します迅速、的確な対応を図りまして、被害の拡大防止を図る体制の必要性でありますとか、あるいはさきの部会でご意見をいただきました健康食品に対する対策、あるいは輸入食品に対する対策などの必要性を挙げてございます。

さらに農産物の残留農薬基準のポジティブリスト化に対応した効果的な検査の実施でありますとか、あるいは農産物の生産、採取段階での安全対策の推進などを重点課題として掲げてございます。

最後の3点目の重点課題でございます、「食品の安全に関する共通認識の醸成」でございますけれども、食品の安全を確保する上で、都、都民、事業者の相互理解と協力は最も重要な要素であるという位置づけを明確にしております。さらにこうした関係を築いていくために、まず都民の一人一人が食の安全について正しく理解し、考えることができるよう学習等の施策の充実の必要性についてここで記載してございます。

また、理解を深めるための情報の共有化におきまして、都民の身近な制度であります食品表示制度の活用を進めていく必要性、さらに関係者による意見や情報の相互交流を通じまして、食の安全に関する共通認識であるとか、あるいは施策に対する合意形成、こういうものを図っていくことを重点課題としてございます。

こうした重点課題を含めまして、それを解決するための戦略的プランという形で、22ページから具体的なプランをお示ししてございます。

今回、今まで述べました重点課題が三つございましたけれども、それに対応する形で戦略的プランも三つに分類してございます。一つが、「安全な食品と安心を供給するプラン」、次に、「悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン」、最後に、「安全をみんなで考え創設するプラン」という形の三つの分類にしてございます。

以上の分類に基づきまして、11のプランを分類しておりますけれども、内容につきましては、前回の部会でおおむねのところは説明させていただいておりますが、前回の部会で各委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、若干の追加修正等を行わせていただいております。その箇所を中心に再度ご説明させていただきます。

まず、22ページのプラン2でございますけれども、東京都生産情報提供食品事業者登録事業の促進ということでございます。具体的な施策の3番目に掲げてありますとおり、いわゆる単に登録事業者を増やすということではなく、他の団体であるとか、あるいは関

東近県などで実施されております同様の事業との相互連携というものを進めていく旨を明らかにしております。これは、都で消費される食品の多くが他県であるとか、あるいは海外で生産・製造されているということを受けまして、そういった他県の事業者との協力、そういうものが必要である旨のご意見を踏まえて、こういったところも明らかにしてございます。

次にプラン3でございますが、未然防止策におきまして、新たに情報の収集、評価、施策への反映という事項を追加いたしました。これも前回の部会におきまして、未然防止の具体策にちょっと欠けるのではないかとのご意見をいただきましたので、そういったご意見を踏まえまして、この情報の収集、評価、施策への反映という部分を戦略的プランに位置づけるという形にさせていただいております。

具体的な施策といたしましては、収集いたしました情報を「食品安全レポート」というような形で定期的に都民に提供することであるとか、あるいは食品安全情報評価委員会の評価を踏まえまして、施策への反映を図っていくこと。さらに食品安全条例に基づきます安全性調査につきましても、情報の評価の結果を踏まえまして、必要に応じて実施していく旨を明らかにさせていただいております。

次にプラン5でございますが、前回の部会で輸入食品の安全確保対策の充実についてのご意見を踏まえまして、輸入食品対策というものを戦略的プランとして位置づけております。具体的な内容といたしましては、専門監視班による広域的、あるいは専門的な監視の実施であるとか、あるいは放射線照射食品など、諸外国での生産・製造方法に関する情報に基づきまして、効果的な検査の実施というものを挙げております。

次に、プラン8の「いわゆる健康食品」の安全対策の充実でございますが、これも前回の部会でご意見をいただいたところでございます。具体的な内容といたしましては、試買調査の実施であるとか、試験結果や健康被害の発生状況などの都民への情報提供、あるいは事業者への法令等の周知徹底といった対策を掲げております。

次に、プラン9のリスクコミュニケーションでございますけれども、前回の部会におきまして、来年度、そのあり方について検討するなどという形で掲げてあったわけですが、ちょっと具体的なところが見えないという部分がございますので、25ページの具体的な施策の中でございますけれども、あり方の検討を踏まえましてパイロット事業の実施というようなものを追加させていただいております。

それから次のプラン11につきましては、情報共有化の観点から適正な食品表示を推進するため、各事業施設で適正表示推進の核となる人材の育成でありますとか、あるいはプラン10の食育の推進とも関係していく事項なんですけれども、都民への食品表示の意味、あるいは意義に対する普及啓発というようなところを掲げてございます。

なお、27ページに、今、申し上げました重点課題と戦略的プランの概要というものをまとめてございます。ちょっと小さな字で見にくいかと思うんですけれども、今申し上げましたようなものを一表というような形でまとめたものでございます。以上が、第3の部分でございます。

次に28ページからの第4、「計画の実現に向けて」でございますけれども、最初に施策の推進体制についての考え方を整理しております。ここでは前回の部会と同様、食品安全対策推進調整会議を中心といたしまして、庁内連携を図り、さらに計画の総合的、計画

的な推進を図っていくことを明らかにしております。と同時に、食品安全審議会であるとか、食品安全情報評価委員会を活用いたしまして、関係者の意見反映や科学的知見に基づきます施策の実施というものの必要性を明らかにしてございます。

最後の「計画の推進と検証」の部分でございますけれども、戦略的プランを中心に、進捗状況を把握いたしまして、適切な点検と進行管理を行っていく必要性を挙げております。進捗状況につきましては、審議会への定期的な報告と中間年度での公表を行う旨を挙げてございます。

これにつきましては、前回の部会におきまして、計画の進捗状況については毎年報告すべきというようなご意見をいただいておりますので、それを踏まえまして、毎年開催されます審議会のほうに計画の前年度の状況について報告をし、5年スパンの計画の進捗状況につきましては、中間年度で都民への広い公表というような形にさせていただければと考えております。

また、社会情勢の変化や新たなリスクの顕在化などによりまして、計画の期間中に改定が必要になった場合には、食品安全条例の規定に基づきまして、審議会の諮問など所要の手段を行う旨の内容ということを明らかにしてございます。

以上、中間まとめの内容でございますけれども、ただいま説明いたしました本文の概要を、資料2に概要版という形でまとめさせていただいております。あわせてご確認いただきました上で、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○丸山部会長 中村さん、非常にボリュームのあるものを要領よくご説明いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、最初にお約束しましたように、きょうの目次では第1から第4となっておりますが、これを章と仮に申し上げて、その章ごとにご検討いただきたいと思いますと思っております。

ご説明のときの中村さんのお話にもありましたように、この第1の計画の策定に当たっての考え方という部分に入りますが、これは部会の検討では第1章、第2章に当たる部分をこのように整理したということでございますので、そのことも十分お考えの上、ご発言をいただければと思っております。

まず、先ほどの事務局からの説明について、何かご質問なり、ご不明な点があったら、最初に伺っておきたいと思いますが、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、第1の計画の策定に当たっての考え方、この目次には計画の期間というものが入っていないんですが、本文には1、2、3と、計画の期間までここにあるわけですが、これを含めてご意見をいただきたいと思います。林先生、どうぞ。

○林委員 前回、幾つかご指摘したんですけれども、それがどういうふうになっているのか。なかなか膨大なものでよくわからないんですが、おそらく第1にかかわることだと思うんですけれども、平成2年につくられた基本方針の中に、基本的な考え方というのがございました。それは非常にシンプルに、例えば農薬は適正な使用を図るだとか、食品添加物はできるだけ使用しないにしようとか、そういう考え方でした。おそらく新しいプランというのは、その基本的な考え方を継承するものだろうと私は理解しているんですけれども、その辺がどうなのかということと、継承するのであれば、その旨を明示的に書いて、そういう考え方を継承していくんだというふうにしたほうが丁寧ではなかろうかと

思うんですけども、いかがでしょうか。

もう一つあわせて、わかりやすい表現ということは何回か主張しました。例えばリスク分析の考え方が云々というのが出てくるんですが、それは新しい考え方なものですから、もう少し丁寧に書いたほうがよい。後で用語解説がつくようですけども、巻末資料につくんじゃないくて、本文の中に組み込んでおくような、あるいはコラムでもいいんですけども、そういう書き方をするとわかりやすいんじゃないかなと思います。

○丸山部会長 まず、東京都食品安全条例の目的、基本理念、こういうご指摘でございますが、これは「はじめに」という中にも書かれてはいるんですが、それを継承するとかというようなことをもう少し明確にしたほうがいいのではないかということが、林先生の第1のご指摘だったと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○中村食品安全担当係長 今のご意見につきまして、お答えいたします。3ページのちょうど真ん中の段なんですけれども、平成2年にいわゆる基本方針を策定し、全国に先駆けて食品の生産から消費に至る対策を体系化し、総合的な施策の推進を図ってきたということで、まず基本方針の過去のいきさつをここで明らかにしております。

今、林委員のおっしゃった、この基本方針の中に入っている基本的考え方の部分をどういう形で盛り込むかというご質問だと思いますけれども、これは前回もご説明いたしたかもしれないですが、今、お手元にあるものはあくまでも考え方をまとめたものでありまして、具体的な計画そのものではございません。あくまでも考え方をまとめているものですので、当然そういう基本的な考え方を盛り込んだ部分というのは、具体的な計画の個別の施策の中に反映させていただきたいというふうなお話を申し上げたかと思うんですが、確かにこの考え方をまとめたペーパーの中には、その辺のところが見えにくいというか、見えないというご指摘かと思えます。この辺の文章表現の中でどの程度それが表現できるか、ちょっと考えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○丸山部会長 もう1点は、例えばリスク分析だとか何だとかというのを都民にわかりやすくと言いながら、まだわかりにくいんじゃないかという、例えばここに書いていく工夫が何かできないかということでございますね。

○中村食品安全担当係長 まさにご指摘のとおりでございますが、末尾につけてはありますが、リスク分析の考え方につきましては、この計画を含めまして、かなり根幹的な部分になるかと思えますので、もう少し細かい記述というものを本文中に入れていきたいと考えております。

○丸山部会長 林委員、いかがでしょうか。

確かにリスク分析なんていうのは、まだ専門家というか、行政の第一線にいる方たちもほんとうにどこまでご理解なさっているかなという部分もあるくらいで、一般の方にはこの考え方、言葉そのものがなかなか難しいですね。ですから、こういうのは繰り返し、何かの形で情報提供していかざるを得ないのではないかなという部分もあるかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。高濱委員、どうぞ。

○高濱委員 3ページの計画策定にあたっての視点のところですが、最初に近年いろいろな事件があって、消費者の食に対する不安・不信が高まっているという記述がございまして、それに対して、国でこういうことが行われていると。そして都でもこういうことが行

われているという記述がありますけれども、消費者の食品に対する不安・不信の中で、製造メーカーをはじめといたしまして、事業者側でも安全・安心な食品を供給するためにみずからの事業体制を見直すとか、さまざまな努力を苦労してやっているわけです。

また、消費者の皆さんにおかれても、食品の安全・安心についての学習をいろいろと深められていると思いますので、国では何々をしたとか、都で何々をしたということだけではなくて、事業者や消費者も食の安全・安心に向けてさまざまな努力をしているんだと、そういう状況があるということを書き加えてもらったほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山部会長 今のご意見はいかがでしょう、小川課長。

○小川食品監視課長 もっともなご意見だと思います。行政のことばかりではなくて、皆様方が非常に努力をされている地道な取組というものにつきまして、当然三者で一体となりやっぺいこうという条例の基本的な考え方からすれば、書き込んでいくべきだと思います。その点が足りなかったことにつきましては、再度検討させていただきます。

○丸山部会長 今のご意見に対して、湯田委員、何か関連してございませうか。事業者も何もやっぺいがないんじゃないかと、今までも努力しているんですよと。さらにという視点でというのが、高濱委員のご意見だと思いますが。

○湯田委員 同感でございまして、前々から出ております様に、我々も自主管理というのは一生懸命取り組んでいるんですけれども、なかなか外からは見えにくい部分があります。そういうことで、都も新しい認証制度なるものを創設していただいたので、消費者の方に向かってPRができれば非常にありがたいなと思っております。

○丸山部会長 どうもありがとうございます。

その事業者の現在取り組んでいる姿勢というものも、こういう中に入っぺいっていったほうがいいというお二人のご意見でしたので。

ほかにございませうでしょうか。田近委員、どうぞ。

○田近委員 今、自主管理というお話が出たので、本来でしたら、次の章でお話ししようかと思っぺいたんですが。こちらのほうに、都民にわかりやすい内容となるように配慮していくということが書いてあるんですが、前回も思っぺいたんですが、読み直してみても、なかなかわかりづらいいんですね。特に、今、お話が出ました事業者サイドの自主管理というものについて、一体どういっぺいうものなんだろうかと。

例えば8ページの現状と課題のところ、**「事業者責任を基礎とする安全確保」**とありまして、**「自主的な衛生管理の推進をはじめとする事業者の責務を規定している」**とあります。それから、最後のほうにいきまして、19ページにまた同じような記述があるんですが、衛生水準と事業者の社会的信頼の向上のところ、**「事業者の自主的な取組により衛生管理が向上し、その努力が客観的に評価され、社会的信頼が得られるような施策を推進していく必要がある」**、このあたりが全く抽象的で、消費者にとっては非常にわかりづらいいところだと思います。消費者にしてみれば、どうのこうの言う前に事業者のほうで一体どんな自主管理をやっぺいっているのか。またそれがほんとうにあるのかどうかも、どんなものがあるのかどうかも、その時点での情報が全然ないものですから、非常にこのあたりは消費者には動きが見えてこないところだと思っぺいいます。

その中でもいろんな認証制度ですとか、HACCPのいろんなことを推進するといっぺいうも

のは、これは私たちの気持ちからすると行政のほうのことであって、事業者サイドの自主的なものとは違うような気もするんですが、その事業者サイドの自主的なものというものは、果たしてどういうものがあるのか。そういうところを詳しく教えていただければと思うんです。

またそれは、事業者によっていろいろ格差があると書いてありますが、もしそうであれば、事業者の上の事業者団体、そういうところもいろいろかかわってくるのではないかなと思うんですが、そのあたりのところを教えていただければと思います。

○丸山部会長 この第1章というところからかなり横断的に、今、田近委員のほうでご質問いただいたんですが、事業者は何かやっているよ。何かやっていると言ったら失礼ですけども、努力をしている。自主管理もやっている。それはむしろ消費者にとっては当然のことであって、それが消費者にどう見えるかというところを、こういうところでどう反映されるのかというあたりのご質問かと思うんですが、いかがでしょうか。

○中村食品安全担当係長 今、お渡ししましたペーパーは、先ほど申しましたように、計画そのものではなくて、こういう方向でこの計画をつくったほうが良いというようなご意見をまとめたものです。もし計画そのものと勘違いされると、その辺のところはなかなか読みにくく、わかりにくいということがあるかと思いますが、確かに今おっしゃったように、事業者の方がいろんな取組をされているということは、私どもはわかっていますが、実際に都民には理解しづらいこともあるかと思っています。

ただ、事業者の方たちはいろんなPRをされておりまして、そういうものはこの中にできるだけ記載しているつもりでおります。しかし事業者が自主的にみずから、こんなこともあんなこともやっているというところが全然見えていないので、そういう部分も含めて紹介できるような書き込みの計画にしろというようなお話かなと思っているんですけども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○丸山部会長 田近委員、事務局のほうがおっしゃっているように、これは考え方です。考え方を親委員会のほうに出していくのであって、具体的な計画をとすることはもちろん十分かわるんですけども、その計画そのもの、またその結果の反映ではないということはお承知だと思うんですが、考え方ということに意見を絞っていただけるとむしろありがたいと思います。

○田近委員 要するに、消費者としては事業者の方が、衛生管理ですとか、自主的にやっというところが全然伝わってこないんですね。行政のほうでは事業者の自主管理を推進する、後押しすると言っていますが、果たして各事業者の方たちはそれに対してどういう思いでいらっしゃるのかなということも聞きたいことの一つですし、それをどのようにして消費者のほうに伝えていく努力をなさっているか、できればお聞きしたいと思うんですが。

○湯田委員 なかなか外から見えにくいんですね。自分の健康管理と同じことじゃないかなと思うんです。自分の健康は自分で守るということと同様で、事業者の方はそれぞれのお店の衛生管理をきちっと自分たちで守っていくと、こういうことが自主管理になっていくのかなと、そんなことを思います。行政からはあれをしなさい、これをしなさいという指示があるかと思いますが。そういう中で、業界は業界として、自主的に行政の指導を受けて、いろいろ施策をしております。

具体的にちょっとお話をしますと、また後で文言を変えてもらおうかなと思ったのは、9ページをごらんいただきたいと思います。一番上に施策5ということで、「食品衛生自治指導委託」という項目があるかと思いますが。これは私どもが昭和26年から制度をつくってございまして、業界の中から食品衛生自治指導員という人たちを、私どもの会長が委嘱してございまして、たしか参考資料の4ページの制度関係というところに説明の文言があったかと思いますが。こういう方々が、現在東京の場合は7,200名。それから全国で6万3,000名ぐらいのこういう人たちがおります。こういう人たちがそれぞれ私どもの協会の会員の施設を巡回指導しながら、それぞれのお店の相談を受けるとか、また消費者に対して普及啓発をするときの要員として活動しているということです。

ですから、自主管理というのは、一つの商品をつくるための生産から、最終工程までいろいろなチェック項目がありますけれども、具体的にこうやっていますよというのは、お店の厨房へ入って、消費者の方が見るというような機会は比較的少ないのかなと思います。ですから、工場見学なんていうのも、高濱委員さんの業界では考えていらっしゃるようですけれども、私どももそういうことをやっておりますけれども、なかなか事業者の方が自分なりに努力しているというのは、外から具体的には見えにくいのかなと、そんなことを思っております。

ですから、きちっと自主管理ができているお店を、東京都が新しくつくった自主管理の認証制度で認証しましょうということです。認証マークがついているお店なり事業所は自主管理が高度なところまでできていると、消費者の方々は見えていただければよろしいんじゃないかと。

○丸山部会長 ありがとうございます。東京都も今、お豆腐屋さんとか、ごく限られたものでしかしていないんですが、この部会の検討の中でもご報告いただいたように、これをもっと広げていこうということを着実に進めていらっしゃるようなので、そういうものが広まっていけば、消費者にとってもかなりの食品の部分で、そういうものがわかってくるのではないかなと。一つの例ですけれども、そういうことがあろうかと思いますが。

中村さん、何かお話は。

○中村食品安全担当係長 先ほど田近委員のほうからのご意見なんですけれども、まさにそれを今回の報告の中では重点課題と位置づけているわけです。19ページの上を見ていただきますと、①衛生水準と事業者の社会的信頼の向上という部分を掲げてございます。その冒頭でございまして、「事業者による自主的な衛生管理に関する取組は、都民から見えにくく」と、まさにここが重点課題なんだろうと私どももとらえてございまして、先ほどうちの課長のほうから申し上げましたとおり、その重点課題をクリアするための戦略的プランの考え方というものを今回お示しさせていただいているということです。

それが今、湯田委員のほうからお話がありました、一つは自主管理の認証制度であり、あるいは生産情報を提供している事業者というのがいるわけですが、その生産情報を提供している事業者というのは、どこにいて、どんな情報を出しているのか、そんなことがわかるようなシステムというものを今、これは産業労働局のほうになりますけれども、進めております。ですから、この重点課題に対して東京都が、今後計画という形でこんなツールを考えていったらどうかというのが、まさに計画の答申の中でいただける部分かなと思います。

それから、さらにそういった取組をより広く都民の方に知っていただくためには、リスクコミュニケーションが前提になると思いますけれども、情報提供、情報の共有化という部分が必要になってくるかと思えます。その部分につきましても、戦略的プランの中で、今後リスクコミュニケーションのあり方の検討などをしていきながら、ほんとうに田近委員がおっしゃられるように、きちっとやっている事業者がどんな方法で、どこにいるのか。そんなことが都民に容易にわかるような仕組みの方法についても今後検討していきたいという形でまとめさせていただいたということでございます。

○丸山部会長 田近委員、よろしゅうございましょうか。

まさに都民から見えにくくという、この認識に立ってやっているということは確かでございますので、また後で総合的なお話の中で、もしご意見があれば伺いたいと思えます。

この第1章のところでほかにいかがでしょうか。この3の計画の期間というのは5年間となっているんですが、こういうのは何年度からとか、そういうことをこの考え方の中で示す必要はないんですか。期間だけをこういうふうにすればよろしいんでしょうか。この辺はどうなんでしょうか。

○中村食品安全担当係長 おっしゃるとおりだと思います。これにつきましては、前回の部会の中で来年度から、17年度から21年度までという形でお示しさせていただいておりますので、それに合致する形で記述したいと思えます。

○丸山部会長 松田委員、どうぞ。

○松田委員 5年間でやるということですが、これは達成度をはかるのはどうやってやるんですか。これは見直しするとなると、ここまではできたけれども、ここはまだできていないというような何らかの指標が必要になるような気がするんですが。それがなくて、どこまでうまくいったのかということもわからないし、それこそ消費者、納税者に対して、見えるような形でこれだけできました、あとこれだけやらなきゃいけないところが残っていますというようなのを具体的に示せないような気がするんですが。

○丸山部会長 この部分は、一番最後の計画の推進と検証というところにかかわるわけですが、それでは、ここでご質問が出たのでどうぞ。

○小川食品監視課長 この部分に書いていないということでご指摘いただいたんですが、27ページの一覧表のところに、今、ご指摘があったようないわゆる到達点というものを、これは案ですけども、とりあえずそれぞれ書いてございます。今までのご議論の中でも、指標となるべきものが果たして数値であらわせるだろうかとか、数値であらわすべきであるとか、いろんなご意見がございました。到達点というところを書いてございますが、こういう内容のものを目標というんですか、ここもちょっと当面の目標なのか、食品の安全の最終着地点というのがどういうものかというのが、イメージとしていろいろと人によって変わってくると思うんですが、当面私どもとして、今の段階での到達点というのはこういうものではないか、ということで書いてございます。この5年スパンの計画の中で5年後の目標をどういうふうな形で書き込んでいけるかということは、皆さん方にもお諮りしたいと思います。この部分は場合によっては、本文の中の進行管理とか、そういう中に少し書き加えていく必要があるのかなとも思っております。もしよいアイデアがあれば、またご議論いただきたいと思います。

○丸山部会長 松田委員、いかがでございますか。これは私は一番最後のところの検証の

ところで検討しようと思ったんですが、お話が出ておりますので、今の事務局のご意見は。
○松田委員 本文のところはずっと読んだんですけども、一番最後の表はちょっと気づきませんでしたものですから。

○林委員 それに関連してよろしいですか。たしか前回にもこの27ページのような図がありまして、その中にできる限り数値目標を上げたいという文章があったと思うので、それは大いに私も賛成したんですが、そういう考え方を、すべてにわたって数値が出せるとは思いませんけれども、やはりできるだけ出せるものを出していくということが必要だと思うんですが、その辺ご確認いただければと思います。

○丸山部会長 私も記憶しております。出せるものはできるだけ数値を、例えば5年間で食中毒を半分にするだとか、例えばですよ。そこは無理なんですけれども、やはり目標を掲げるのであれば、出せるものは出す。それが達成できない場合ももちろんありますけれども、できたらそういうこともわかりやすい考え方の一つだろうと思いますので、そのところは少し努力してみませんか。

○中村食品安全担当係長 審議会からも考え方という答申をいただきまして、それを踏まえまして、最終的な計画をつくるに当たって、そういったものも盛り込んでいきたいと考えております。

○丸山部会長 部会の中で検討をしていきましたので、そういうものが生かされるようにしていきたいと思っております。

ほかのところまでかなり突っ込んだご意見もあったんですが、一応、第1章の計画の策定に当たっての考え方ということはここでもって打ち切らせていただいて、後でまた総合的にご意見を伺いましょう。次の第2の都における食品の安全確保施策の体系、基本的プランというところに入りたいと思うんですが、ここについて、ご意見をいただきたいと思います。具体的には6ページからになります。湯田委員、どうぞ。

○湯田委員 先ほどちょっとお話ししたんですけども、9ページの一番上に施策の5のところの「食品衛生自治指導委託」と書いてあります。これは一般の人が見るとよくわからないんじゃないかなと思いますので、8ページの一番最後の4の「食品衛生推進員制度」と同じような文言で、「食品衛生自治指導員制度」と入れておいただければ、行政で必要な支援を行っていただくということになるかと思いますが、できればそのようにお願いしたいと思います。

○丸山部会長 結局は、ここは指導員のところですね。中村さん、いかがですか。

○中村食品安全担当係長 そのような形で記述を改めさせていただきます。ありがとうございます。

○丸山部会長 この部分は皆さん、おわかりだと思っておりますが、先ほど湯田委員がおっしゃったように、事業者の中から自主的にボランティア的に、主にご自分たちの関係した事業者に対して指導しているというものです。これは私もいろいろ調べたんですが、世界ではあまりない制度で、これが非常に我が国の食品の安全性というところには役立つ、効果の出ているところのはずなんです。それをさらに、ここに施策の5と位置づけているということでございます。

ここの部分について、松田委員、どうぞ。

○松田委員 先生に逆らうようで申しわけないんですけども、この辺に食品衛生推進員、

それから指導員みたいなのがいろいろと出ているんですけども、これは何らかの資格要件みたいなのがきちんと決まっているのでしょうか。それでないと、消費者の立場からすると、何となく業界人が仲間内で適当に教え合ったりしてやっているわというような、それで済んでしまって、信憑性がなくなる、信頼性が得られないような気がするんですね。

それともう一つは、安全を担保するための核になる人材の育成が急務だとどこかにあったんですけども、それと同じように、ほんとうに安全にやっているのか、自主管理をきちんとやっているのかどうかを判断できるような人材、いわゆる認証をきちんとできるような人材を育成するのも同じぐらい急務だろうと私は考えています。

○丸山部会長 今、松田委員のおっしゃっていることは確かに鋭い指摘なんですけど、まず湯田委員のほうから制度の法的な根拠というところを含めて、お話しいただければと。

○湯田委員 8 ページの一番下は、行政のほうでお話ししていただければと思います。これは食品衛生法の法的根拠がある制度でございます。

それから、5 は私どもの自主的な制度でございまして、資格になる要件は、まず食品衛生責任者という資格を持っている方です。食品衛生法で定められている食品衛生責任者の資格要件は、調理師であるとか、栄養士であるとか、そういう資格を持っている方。それからあと認定の講習会を受けた方々が食品衛生責任者という資格をもち、それぞれのお店の責任者になっております。その人たちがまず指導員になるための資格要件ですから、ある程度の衛生的な知識を持っている方です。

それから、指導員になるための講習会は私どもで行っております。それをまず受けないと指導員にはなれないということですね。あと年間約3回ぐらい、新しい知見を得るための講習会を、これは行政の協力をいただきながら、それぞれの地域で開催して、新しい知識を習得していただく、こういうことを行っております。そんなことで、指導員になるための資格要件が幾つかあって、あとはそれぞれの地域で新しい知識を持ちながら、業界の人たちに対する指導的な地位にあるということで、約50年この制度ができて経過しております。

最初は行政の食品衛生監視員の補完的な仕事ということも制度的には考えておりましたけれども、当初の考え方と時代の流れがマッチしないということで、現在は、自主的な活動を行っているというところでございます。

○丸山部会長 それでは、食品衛生推進員の法的な根拠、活動、それから必要な支援を行っていくということが書いてあるわけですけども、必要な支援というのはどんなことが言えるのかということを含めて、お願いできますか。

○中村食品安全担当係長 食品衛生推進員制度でございますが、これは食品衛生法に基づいた制度でございます。食品衛生法の中で食品衛生に対する熱意、それから社会的信望の厚い方を推進員として知事が委嘱し、その自治活動に活用できるという旨の規定がございます。

ですので、運用につきましては各都道府県に任されている部分があるんですが、東京都の場合ですと、今、150名の推進員を委嘱しております。どういう方に委嘱しているかと申しますと、先ほどの自治指導員というお話が湯田委員のほうからございましたけれども、その指導員の中でもベテランといいますか、何十年とそういった指導員の経験を積まれている方であるとか、あるいは各メーカーの食品衛生管理者、この食品衛生管理者とい

うのも食品衛生法に基づいて資格要件が、例えば医師であるとか、歯科医師だとか、獣医師であるとか、薬剤師であるとかという要件が決まっているんですが、そういう資格を持って、各施設で管理を行っている方であるとか、あるいは私ども食品衛生監視員のOBであるとか、あるいは大学等で食品関係の研究をされている先生であるとか、そういう方を広く委嘱いたしまして、私どもの各地域でやっている事業に対するアドバイス、あるいは事業者に対する講習会の講師をお願いしたりとか、そういうことで活用させていただいているということです。

私どもが何を支援しているかという部分なんですけど、やはり食品衛生に関する知識であるとか技術というのは、非常に日進月歩の部分がございます。推進員の方にもやはりそういった技術なり知識なりを習得していただかねばいけないということがございますので、私どものほうで年2回、推進員の方に対する講習会というものをやらせていただいて、そういった技術提供というものをさせていただいている。そんな制度でございます。

○丸山部会長 松田委員、よろしいでしょうか。私は何も日本がうんとすばらしい国で、こういうことがうんと成功しているということだけを見ているのではなくて、私も2年ほど前から食品衛生協会というところへ行って、やっとなんかこういうのがわかってきたんですね。推進員とか指導員とか管理者とか、これはどういう区別があるんだというのは、外から見たらもう全然わからなかった。

でも、やはり行政のほうの食品衛生監視員だけでは、絶対食品の安全性というものは保てない。全国で8,000人ぐらいいるんですか、それだけでは到底いかない。やはり事業者が自主的な管理をしていかない限りはだめで、今、まさにそういう時代になってきているときに、こうした方たちの役割というのは非常に大事になってくるであろうと。その支援をこういう形に上げていこうということであって、レベルは私自身が見てもさまざまであることは確かなんです。それをもっとレベルを上げ、ほんとうに安全な食品をつくらせて、消費者が安心してもらえるようなものに育ててほしいということと私は受けとめてこれを見たので、これは大変いいことだなと思っておるわけです。

ほかにまだ、松田先生、何かあったらどうぞ。

○松田委員 私もこういうことを行政がやっているというのは多分日本ぐらいかなという気もするんですけども、ほかはどうしているかというと、大体民間の認証団体がきちんと第三者認証というのをやるようになっていきますね。それと比べて、こういうような形でやるのが、消費者の側から見てどっちが信頼性が高いのかというのは、やっぱり消費者の方の意見を聞いてやらないといけないだろうという気がします。

○丸山部会長 いかがでございますか、消費者側から見たご意見は。池山委員はいかがでございますか。

○池山委員 この問題に限ってお話ししますと、それは松田先生がおっしゃったとおりで、言ってみれば認可団体というんですか、行政が一応認めたところのものだけがここに上がっているというのは、やっぱり消費者側から見ると、具体的に民間でどこがあるかということになりますと、そこがなかなかまだ日本では、消費者団体としてはちょっと悔しいところではあるんですけども、私もすぐぱっと頭に浮かばない現状なんですけれども、やっぱりこれだけ上がっていると、何か松田先生がおっしゃったみたいの部分というのは消費者としては強く感じる場所です。

この問題だけに限らず、さっき最初のときに高濱さんもおっしゃったんですけれども、やはり事業者、事業者団体、消費者、消費者団体もそれなりに食の安全については努力もし、さまざまな形で取り組んでいるというお話もあったんですけれども、ちょっと別なところに振ってよろしいでしょうか。

ここと直接ストレートには関係ないんですけれども、13ページの関係者による相互理解と協力の推進というところでして、やはりここに書いてあるように、事業者と行政と都民がそれぞれの役割を果たしながら、食の安全については推進していくという、これは大事なんですけれども、例えば下の教育学習とか食育とかになりますと、やっぱりこの問題について、ほんとうに自主的に熱心に取り組んでいる市民団体やNPOもあると思うんですね。

いろんなところに協力というのは書いてあるんですけれども、やはりこれからのこの問題についての都の施策のあり方としては、そういうところとも連携して、すべて事業者と行政とということではなく、そこと連携しながら役割分担を踏まえながら進めていくというのがこれからの施策では大事なところではないかと思いますので、ストレートに市民団体だとかNPOとかという言葉を使わなくても結構ですので、きちっと自主的に自立し、そしてさまざまところをきちっと評価している団体も多く生まれておりますから、そこら辺のところとお互いに連携しながら、こういう施策を進めていくというところをちょっと入れていただくといいんじゃないかなと感じております。

○丸山部会長 ありがとうございます。事業者の努力、あるいは自主管理の取組ということに対して、松田委員のほうから、消費者からの視点で何が、どこの部分が客観的に第三者的に正しく評価できるという問題が、具体的な施策というところから出てきたんですが、ご意見ございますか。消費者から見た信頼度、事業者がご自分たちでやっているのはそれはそれで結構だけれども、そのほかに何か、消費者から見たらどうなんだというところに焦点を絞ってご意見をいただければ、またこういうところに何か盛り込めるとか、何かが出てくるんじゃないかと思うんですが。消費者といえば、私たちは全部消費者なんですけれども。交告先生、どうぞ。

○交告委員 松田委員のお話ですと、外国では第三者認証のようなことをやっているのに対し、日本では今お話があったような自治指導員のようなものでは外部からのコントロールがあまり効いていないんじゃないかということかと思うんですが、私の場合、いろいろあっていいんじゃないかと思うんですね。つまり、業界の中に、自分たちの内部のコントロールのメカニズムを持っていないよりは持っていたほうがいいということです。それは消費者に対して何の意味もないということはないと思うのです。もし仮に意味がないとしても、自分たちの業界の中に自分たちで何か検討し合う、知識を向上し合うというメカニズムを持っていないのと比べると持っていたほうがいいに決まっているので、多様であっていい。そういうものもあって、さらに第三者認証のようなものもつくっていくということでいいんじゃないかと思います。

日本社会はとにかく人口が多いので、外国のように人間が少ないと消費者の目もいろいろ行き届くかもしれませんが、日本の場合、とにかく人が多いですから、特に東京の場合は多いですから、いろいろな装置を用意しておく必要があると思います。

大事なのはやっぱりネットワーク、いろいろな制度の間につながりがあるかどうかとい

うことで、今、お話を伺っていると、食品衛生推進員は自治指導員の中のベテランを選んでおられるということであるし、それから食品衛生監視員のOBも選んでおられるということなので、ここで三つの委員が連絡できる可能性があるわけですね。三つの委員というのは食品衛生監視員の経験がある方と、推進員として現在活躍されている方と、自治指導員を長年務めた方との連携ができる機会があり得るということなので、その機会というのをもうちょっと確実なものにする。できれば、そこに何か消費者との接点も組み込めるともっと良いネットワークが確立するかなという気がいたします。

整理しますと、結局外部コントロールが効いた第三者認証のようなものにしなくちゃいけない、AかBかというんじゃなくて、それも大事なんだけども、こういう自治指導員のような制度もうまく使って、ネットワークを拡充するという考え方がいいと思います。

以上です。

○丸山部会長 ありがとうございます。田近委員。

○田近委員 池山委員と同じように、一番最初の、第1回目の審議会のときにもお願いしたと思うんですが、このように食の安全が非常に問題になっているとき、消費と生産が非常にかけ離れてしまって、一体どんなふうにつくられているか全くわからない状態で、それでも私たちは買い続けて、消費しなければいけないということは非常に不安なことです。

ですから、そういう場合は、一般の民間の、しかも主婦レベルの人たちにもいろいろ監視ですとか、そういう役目をつかさどっていただけたらありがたいと思います。また、そういう人たちは日々のいろんな食材の購入でJAS法等が守られているのだけではなくて、そのスーパーにおける店員とのやりとりですとか、そのスーパーにおけるモラルですとか、そういうのもつぶさに見られますので、そういった小さな積み重ねが大きなことにつながると思います。たしかほかの県ではもう主婦に委託して、いろいろな効果を上げているということを聞いたことがあります。ぜひ東京都も主婦レベルの人たちにもいろいろ仕事を与えていただきたいと思います。

それと、もう一ついいですか。ちょうど今、池山委員のほうから13ページの教育についてお話がありましたので、ちょっと話がそれてしまって申しわけないと思うんですが、いろいろ大学の先生たちもいらっしゃるので、聞いていただきたいと思うんです。以前もお話ししたんですが、こういうすばらしい立案をしても、これを担っていく世代というのは次の世代なんですね。幾らこういう立派なものをつくっていても、それを担っていく世代を育成しないともったいない気が大変しております。ですから、こういう審議会とか何かあるときは、学生をぜひ連れてきて、見させていただきたいと思います。傍聴席もあることですから、そのような取組を東京都でぜひしていただきたいと思います。

といいますのは、大学生は非常に社会とのつながりが少なくなっておりまして、以前のようなゆとりのある時代でしたら、勉強をした後、しかも企業に入ってからいろいろ研修をさせてもらっていたんですが、それが今こういう時代でありまして、研修制度みたいなものはなくなっている現状です。

運よく一流企業と言われるところに行きましたら、企業でやるからといろいろ研修はさせているようなんですが、それ以外の中小とかに行きますと、全く研修する機会がありません。日本の大学で得た知識というのは、大体3～5年前後でもう社会では通用しなくなっているということを聞いております。海外でしたら有給休暇教育制度みたいなものがあり

まして、大体5年とか、10年ぐらい勤めましたら1年間休職して、大学院に戻って勉強し直すという制度があると思うんですが、日本では残念ながらそういうことがありませんので、なるべくいろいろな機会がありましたら、どうぞ学生をこういう場に組み込んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○丸山部会長 どうもありがとうございました。先ほど松田委員のほうからご指摘のあった第三者認証的なものが大事なんじゃないかというご提案から、いろいろご意見を出していただいたんですが、交告委員がおっしゃるように、いろんなものがあっていいんじゃないか。ただ、消費者を含めたそういうもののネットワークをどう盛り込んでいくかということがもう少し言及されていていいんじゃないかなと思うんです。まさにそれがリスクコミュニケーションということになるかと思いますが。

第三者認証ということについては、松田先生もご存じのように、今ISOの22000が非常に準備されて、だんだんそっちのほうにシフトしていくんじゃないか。そのときに行政としてどうするんだというのが、これから5年間の間に検討し直さなきゃいけないことは当然出てくると思うんですね。そういうものも含めて、今のところはやはり第三者認証、あるいは行政の取組、事業者の自主的なものという、消費者も含めたネットワークをどうするかということをやはりここで、ただ単発的に項目を挙げるんでなしに、それをどうするということまで考えておくのが考え方だろうということと私は感じるんですが、行政のほうでいかがでしょうか。

○小川食品監視課長 書き方が非常に単発だというのはご指摘のとおりであると思います。またISOの20000シリーズなどの、世界的な動き、国際認証機関、そういう動きもにらみますと、やはりいきなりハイレベルなものまでの認証というのが難しい人たちもいるし、しかしそういう取組意欲はある。そういういろんなレベルの人たちに対応するのは、やはりいろいろな制度というのが必要だと、交告委員がおっしゃるとおりだっただと思います。

私どもにはネットワークのつくり方とか、そういう視点が欠けていたもので、そういう部分が必要だという考え方を盛り込むことは十分できると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○丸山部会長 ありがとうございます。何かご発言は。お願いいたします。関連のことで。

○古田福祉保健局副参事 今、第三者認証機関というようなお話も出ていましたので発言をいたします。私どももそういった観点での取組はやはり必要だということで、この自主管理認証制度における認証自体は行政が直接行うのではなくて、認証団体を私ども東京都が指定して、その団体が各事業所を認証するというようなシステムを採用しています。これは私たちにとって初めての試みなのですが、行政と民間との協同した取組を行っております。

それからもう一つ、田近委員のほうから主婦の監視というようなこともいろんな形で取り組む必要があるというお話をいただきました。これはある保健所で取り組んでいる事業ですけれども、公募により消費者の方々を募集しまして、10名前後だと聞いておりますけれども、2年間かけて、食品衛生法とかJAS法とか、基礎的な知識を保健所の監視員から学んでいただいて、食の安全を行政と共に推進いただく方々を育てていこうという事業に取り組んでいます。この事業では、事業者の方の協力をいただいて、例えばスーパーに

行って、消費者の方々と一緒に実際の店頭の表示を見ていただいたりするなど、実践的な活動も行っています。中には表示がおかしいものもあったと聞いております。

それから、また事業者と行政と、今回、実は10月の中旬に予定されていますが、国の食品安全委員会の唐木先生をお呼びしまして、リスクコミュニケーションへの取組の一環として事業者と消費者と行政とでシンポジウムを実施するなどの取組が計画されております。こうした取組はかなり個別的なことなので、今後、計画の中に書き込んでいきたいというふうに思っております。

○丸山部会長 ありがとうございます。松田委員、先ほどの認証のところは小川課長にお答えいただいたようなことで整理させていただきたいと思うんですが。

○松田委員 それで構わないと思います。私も交告先生と同じで、いろんな制度があったほうがいいのかというのはそのとおりでと思います。ただ、いろんな制度というのがこの中に書き込まれていないような気がしますので、それをきちんと書いていただければと思います。

それと、先ほど田近委員のほうから質問があったのは、学生を引っ張りこんでよろしいものなんでしょうか。

○小川食品監視課長 東京都はインターンシップということで、学生さんが公務員を経験するという制度もありますし、またこういう審議会の中で、傍聴ということ働きかけるとか、呼びかけるということは別にやぶさかではございません。学生さんがここで傍聴されていて、何の不都合もないと思います。

○松田委員 傍聴していいんですか。

○丸山部会長 先生、あまりよくないということですか。

○松田委員 いえ、大賛成です。

○丸山部会長 ですから、働きかけというのは多分まだ十分じゃないでしょうね。でも、学生さんに言ったら、多分わーっと来るだろうと思うんです。勉強したいという学生さんはいっぱいいます。

○小川食品監視課長 いすの限りはありますけれども。

○丸山部会長 働きかけが今のところ十分でないことは確かであろうと思うんですが、学生さんが参加して悪いということは全くないわけですね。田近委員、どうぞ。

○田近委員 くどいように申しわけないんですが、少しだけ。今、インターンシップのお話が出ましたが、現在の日本のインターンシップは、都庁のほうも数名、二、三名の方でしょうか、来ていらっしゃるかと思うんですが、その現状をちょっとお話ししたいと思うんです。本来のインターンシップの目標としましては、自分が大学で学んできたことが社会に出たらどういうふうに役立っていくか。どういう展開を見せるかということ学ぶことだと思うんですが、現在のインターンシップの現状は、いわゆる会社に行って体験就職のような形になっておりまして、ある大手メーカーなんかはインターンシップの中から2割をとってやるとか、そんなことまで堂々と言うような感じで、昔の青田刈りみたいなこともあります。インターンシップ自体も非常に人数が少なく、例えばその会社に入りたような学生がインターンシップの試験に落ちてしまうとほんとうにショックで、入社試験をまた受けるどころか、ショックでどうしようもなくなってしまうと。現在の日本はそういう状態です。

ですから、現在インターンシップもあるというお考えはもうちょっといろいろ調べてからお話ししていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

みんな関連しているわけですがけれども、一応一つ一つ片づけていかなければいけない側面もございます。この2の基本的プランということで、ほかに何かご意見、ご指摘がありましたら。高濱委員、どうぞ。

○高濱委員 先ほど丸山部会長からISO22000のお話でしたがけれども、ISO22000は来年発行すると伺っております。食品メーカーとして国際競争力を確保していく上でも、また消費者の皆さんに安全・安心な食品を供給するためにも、これに取り組んでいくことは重要であると思っています。ハードルの高い面もあろうかと思っておりますけれども、そのプロモーションを私どもの団体も行っていかなければいけないなと考えております。

12ページの食品表示のところですが、食品表示に関する法律というのは多岐にわたっておって、表示すべき事項が複雑になっているということがございましたが、それだけではなくて、最近制度改正が頻繁に行われており、正直申し上げまして、それについていくのが大変な事情があるわけです。

今のようにスーパーとかコンビニが多くなってまいりますと、対面販売が少なくなりまして、食品メーカーと消費者をつなぐ唯一、最大のかけ橋というのが食品表示でございまして、食品メーカーは大変神経を使っております。どのようにすればみずからの商品の内容を消費者の皆さんにわかっていただけるかということについて、いろいろ工夫をし、神経を使っているわけですが、表示を少し間違っただけで準備をした容器・包材がむだになるということもいろいろ聞いております。そういう意味で、ぜひ表示の問題につきましては、くれぐれも事業者の皆さんに丁寧なご指導をお願いしたいと思いますし、事業者が表示を学べる機会も東京都のほうで準備をしていただいて、またいろいろ表示に関係するところを紹介するようなこともぜひしていただきたいと思っております。

それから、13ページなんですが、関係者による相互理解と協力の推進のところ、「食品の安全確保は」とありまして、事業者が第一義的な責任があることはもちろんですが、「都民は正確な情報に基づき正しい商品選択を行うなど」と書いてあります。もちろんこれも大事ですが、食品の安全を確保するというのは、農場から食卓までということですので、家庭の中における食品の安全の確保、例えば調理の段階、保存の段階とか、そういうことも大事だと思います。消費者の方もリスクマネジメントの担い手だと思いますので、単に商品を選ぶだけではなくて、商品を選んでから後の過程、そういうのを大事にする必要があるんじゃないかなと思うんです。そういうこともちょっとお書きいただいたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

それから、事業者による情報公開につきましては、前回工場見学のお話をいたしましたけれども、工場と言いましても装置型の食品企業と、人手をたくさん使う弁当とかパンのような企業で事情も違うと思っておりますし、それから大企業の場合は十分対応できるんですが、中小、中堅企業になりますとなかなかそういうことも難しいということもありますので、そういうタイプ別にどのようにしたらいいかということについて、私どもも検討したいと考えております。

それから、16ページの検査・分析方法のことですが、検査方法をいろいろ開発することは大変重要なことだと思います。ただ、検査の開発という問題と、それから取り締まる場合にどういう検査方法を適用するかという問題はやはり分けて考えていただきたいと思っております。全国的に統一的な検査方法を用いて取り締まりには当たっていただきたいと思っております。新しく開発された検査法については、ぜひ関係者や国にもご提案をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○丸山部会長 一つ、13ページのところの3、関係者による相互理解と協力の推進というところでご指摘のあった、ただ商品選択で終わってしまうんでなくて、その先のことまでというところはやはり何か入れていったほうがいいんじゃないかと思っております。

ご意見は林委員でしたか。どうぞ。

○林委員 先ほどの松田委員のお話は大体決着がついたようではございますけれども、一つだけ。そういうミックスでやるのは大いに結構だと思うんですが、食品衛生推進員制度がどういうことをやっていて、具体的にどういうところで問題があるのかということのを的確に情報開示されるというか、都民に周知されていくということが重要なのかなと思っているということです。

それからもう一つ別のことですが、先ほど平成2年の古い話を持ち出したんですけれども、基本方針の中の基本的な考え方はこちらにちりばめられているんだというご説明だったんですが、それは具体的にどこに入っているんでしょうかというのがよく見えないということなんです。施策が52もあって、よくわからないんですけれども、例えば食品添加物はできるだけ使わないようにしましょうとか、それから農薬の適正使用をしましょうとかということが、どこに反映されているのかがよく見えない。産業労働局の武田さんのところでは、例えばエコファーマーだとか、減農薬の指導をされていますね。そういうものがこの中からよく見えてこないというのが率直な印象だということなんです。

○丸山部会長 大変答えにくいところかもしれませんが、林先生がおっしゃるのは、始めのところに基本的理念を踏まえてということが大前提なのに、それがここに反映されているかどうかというのが見えにくいというご趣旨かと思うんですが、その点について。

○中村食品安全担当係長 実は冒頭にも申し上げているんですが、基本理念といいますか、基本的な考え方というのは、既に食品安全条例の中に整理させていただいております。この計画というのは、あくまでも食品安全条例の中の基本理念であるとか目的を踏まえて、それを具体化するときにどうするかという計画でございますので、例えば施策の体系に当たりますと、その基本理念を踏まえまして、三つの柱なりを掲げているわけでございます。

林委員が言われるのは、例えば添加物については極力使わないようにとか、農薬については同じように極力使わないようにとか、そういう部分になろうかと思うんですが、その部分については、いわゆる具体的な施策、枝で言うと一番末端の対応をどうするかという部分になろうかと思っておりますので、それにつきましては、参考資料のほうでその事業の目的であるとか、概要であるとか、方向性というのを示させていただいておりますけれども、そういったところで改めて明らかにしていく必要があるのかなというふうには考えておりません。そんな整理をさせていただければと考えております。

○丸山部会長 林委員、よろしいでしょうか。

十分ご納得というわけではないようではございますけれども、また時間があつたらご指摘いただきたいと思っております。申しわけありませんが、第2のところまでしか行っていませんが、ちょっと先に進ませていただいて、今度は第3の戦略的プランという、18ページ以降のところについて、ご意見をいただきたいと思っております。林委員、どうぞ。

○林委員 18ページから19ページのところですが、(1)で「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」というのがあって、それをブレイクダウンしたものが①、②とあります。ここの①で突然、衛生水準という言葉が出てくるんですね。ここで特に衛生水準が一番最初に出てきて、事業者の社会的信頼の向上と来るのはどういうことなのかというのがちょっとぴんときません。

事業者の社会的信頼の向上であるならば、表示の問題もあるし、これまで偽装表示の問題なんかがあつたわけですから、単なる衛生水準の問題ではなかろうと思っておりますし、先ほど私が言ったように、例えば減農薬の問題とか、新しい取組をしているということもやはり安全性と絡んでくる話だろうと思うので、衛生というともう食中毒というイメージが出てくるんですが、そういうレベルの話なのかなという疑問があります。

○丸山部会長 林先生、この衛生ということでないとする、先生のご趣旨からいったら、例えばどういう表現のほうがよろしい。あるいはどういう考え方で、それを具体化する言葉として、衛生でないほうがいいご提案もいただけたら、むしろありがたい。

○林委員 やはりそれは安全確保の管理水準ということになるんじゃないでしょうか。

○丸山部会長 そういう林委員のご意見も踏まえて、なぜここが衛生なんだというところからお話をいただいたほうがいいのかと思っております。

○中村食品安全担当係長 実は第1回目の部会になるんですが、高橋委員のほうからいわゆる安全と安心というのは違うんだと。そこは明確に分けて考えるべきではないかというようなご意見がございまして、ほんとうにリスクがあつて、対応しなければならないもの、これはまさに安全、いわゆる衛生の部分だろうと思っております。

リスクは極めて低いですが、消費者が不信・不安に思うようなもの、こういうものについては、安心の確保というようなことで分けて記述したらどうかというご意見がございましたので、実はこの部分についてはそんなスタンスから分けさせていただきました。前段の①の部分につきましては、まさに衛生水準、安全というものを確保するという観点から取組を行うと。

それから②のほうでいわゆる安心の実感というようなことで、リスクはコントロールされているんですが、ほんとうにそのリスクはコントロールされているかどうかを正しく都民に提供しよう、都民に知っていただくような施策をやろうと。そんな切り分けをしました。ですから、そのためにここに衛生水準という言葉を使ったということでございます。

○小川食品監視課長 補足させていただきたいんですが、私どもの認証制度自体が食品衛生自主管理認証制度という名称になっております。食中毒の防止であるとか、衛生的な取扱いというベーシックなところをまずきちっとしようという考え方のもとにこういう制度を立ち上げているわけです。こういう制度の名称自体がそういう考え方についているものですが、確かに冒頭から衛生水準といきなり来るのは唐突だというイメージがある

ということはいくつもありました。中身についてはそういうことですので、もうちょっと文章について考えられることがあれば、またご相談させていただきたいと思います。

○丸山部会長 ですから、このところはそんなに衛生というところにそれほどこだわっているということではないんですね。

○小川食品監視課長 事業名がぶら下がっているということで、衛生ということを中心に示したということなものですから、その辺をちょっと書きぶりの中で示せればと思います。

○丸山部会長 ですから、例えばこのところを、そういう事業名があるにしても、安全管理に対する事業者の社会的信頼の向上とかとしても、もちろんその中には衛生水準というものも入ってくるはずだと思うんです、安全管理というものの中に。

○小川食品監視課長 もちろん安全確保の管理水準という表現の中には衛生も入っているということがございますし、幅広い概念ですので、決してふさわしくないということではないんです。私どもは事業名がぶら下がっていたものですから、ちょっとそれにこだわったとそういうことですので、もう少し検討できる余地があるかと思います。

○丸山部会長 このところは、幅広く考えたほうがいいでしょうね。

ほかは、この戦略的プランというところでいかがでございますか。田近委員、どうぞ。

○田近委員 戦略的プランの22ページのプラン2の生産情報の登録マークのことなんですが、2番目のところに「事業者・都民への制度の周知、普及を図る」とありますが、これは消費者にとりましては、その制度があるかないかがまずよくわからない。ですから、視覚に訴えていただかないと消費者としてはわからないんですね。

ですから、一番早い方法としては、例えばスーパーにこういう登録の制度ができたという大きなポスターを張っていただくですとか、この認証を受けた企業は、自分のところの商品にはせつかく認証を受けたので必ずマークをつけろとか、そういうことをしていただかないと、制度だけで終わってしまって、マークもつくって、それで終わってしまっただけは何の意味もなさなような気がします。9月中旬の朝日新聞で、皆さん、ごらんになったかと思うんですが、卵の食品の会社がこの登録マークを受けたと半面広告に載っていたんですが、どこに書いてあるのかなと思ったら、一番下に東京都の登録マークの認証を受けましたと、ほんの少しだけ載っていただけなんですね。

たまたまスーパーに行きましたので、卵の商品を見まして、どこにはってあるかなと思いましたが、どこにもまだはっていませんでした。ですから、この制度があるということをもっと視覚に訴えるようにしていただきたいということと、消費者としてはいろいろなマークが複雑になって、たくさん出てきてしまうのもまた反対にわかりづらくなってしまふかなという気がします。例えばJAS法のマークがあって、有機のマークがあって、今度はこちらのマークがあって、マークだけはたくさんあっても、これは解決しない問題だと思います。

それともう一つ、マークを複雑化してしまうと、反対にもう何のマークかなと見ないような感じにもなってしまふこともありますので、マークをつくっただけではなくて、それ以降の動きも徹底していただきたいと思います。

○丸山部会長 ありがとうございます。

○中村食品安全担当係長 おっしゃるとおりで、まず都民の目に触れるために、より多く

の事業者の登録が必要なんだろうと考えています。ですから、まずより多くの方に登録していただいて、なるべく都民の方が見られる機会を増やしていくというのも前提にあるんだろうなということで、この施策の最初に掲げております。

さらにそのマークが張ってあることの意味について、もちろん都民の方にも周知していく。さらにいろんなマークというものがございましたので、一番下に書いてありますとおり、他の団体であるとか、あるいは関東近県で同じように行われている事業についても相互に連携していこうと、こんなところを打ち出しているということでございます。

○武田産業労働局副参事 産業労働局の武田でございます。今、田近先生のおっしゃったとおり、我々もそのとおりだと実感しております。ですので、来年度の予算要求でございますけれども、広告費を要求いたしまして、消費者の方になるべくPRしていきたいと考えてございます。

あとは事業者の方にどんどん宣伝して、マークをたくさん使っていただくということが一番のPRだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山部会長 ありがとうございます。高濱委員、どうぞ。

○高濱委員 戦略的プランのところ、20ページの上から6行目ぐらいですか。これはちょっとお願いになるんですが、平成18年度までに実施される農産物の残留農薬基準等の改正、ポジティブリスト化の問題でございます。実はこれは今、食品企業は大変大きな関心を持っているところでして、現在いろいろと準備が行われておりまして、厚生労働省ではいわゆる暫定基準というのがつくられておるわけです。今後暫定基準が定められていない農薬を含有する食品については、流通が禁止されるということになりまして、規制が非常に厳しくなるわけでございます。

農産物を購入する食品メーカー側で、残留農薬についての検査をするというのは難しいこともありまして、海外の農場も含めて、農場段階での取組というのが大変大事でございます。いずれにしてもこの制度への移行について我々は非常に心配しておりまして、移行について混乱が生じないようにご配慮をいただきたいと考えております。

それからあと、一つ質問なんです、22ページの東京都の食品衛生自主管理認証制度のことですが、これは今、豆腐業界とあと一つは集団給食でしたか、二つあると伺っております。今後業種の拡大を図られるということですが、これは現在国のほうでやっております厚生省の総合衛生管理製造過程承認制度とか、HACCP支援法の対象以外の業種で拡大されるということでしょうか。具体的にはどういう業種を対象に拡大を考慮されるのか、お伺いしたいと思います。

○中村食品安全担当係長 自主管理認証制度でございますが、基本的にはすべての業種を対象にしたいと考えております。ただ、いわゆる総合衛生管理製造過程につきましては、まさしくHACCPシステムそのものですので、私どもがねらっているところはHACCP制度、システムそのものではなくても、今現在やっている衛生管理をもうちょっと、例えば記録保持であるとか、もう少しシステムチックにすれば認証がとれるというレベルのところをねらっておりますので、ねらっているところのレベルが総合衛生管理製造過程とは違うというふうにご理解いただければと思います。

○丸山部会長 近々には、何と何を考えていらっしゃるのですか。

○中村食品安全担当係長 近々には、実は先月ですか、認証基準を新たに出しまして、お

弁当、総菜の製造施設を新たに追加しております。今年度、またさらに検討を進めまして、もう1業種、2業種ぐらいの追加をしたいと考えておりますし、順次5年の間に、できればすべての業種に拡大をしたいと考えております。

○丸山部会長 高濱委員、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、一番最後の計画の実現に向けてという、2ページだけの短いところなんですが、この部分についてはいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 前回の議論で、中間年度はちょっと長過ぎるんじゃないですかというお話しをしたところ、定期的に審議会に報告していくということを書いていただいております、それはよろしいと思うんですけども、ただ、定期的に食品安全審議会に報告していくということは、同時に都民に公表することですね。そうしますと、29ページの下の方に、広く都民に公表していくということは両方にかかるということで理解してよろしいわけでしょうか。

○中村食品安全担当係長 イコールだというふうには考えております。ただ、意見をもらう先が審議会なのか、広く都民から意見を募集するかという違いになるかと思っています。

○丸山部会長 先ほどはこの検証のところにお話も及んだんですが、さらに何かございましょうか。池山委員、どうぞ。

○池山委員 すみません、うっかりしまして、前の部分のところで、ちょっと短く……。

○丸山部会長 先生、このところを先に片づけてから、全体的なことにしようと思っております。

○池山委員 このところについては、例えば昨年ですか、健康局と言っていた時代に、健康局が具体的に食の安全も含めてどういうことをやっているかというのを、たしか都民ホールでいたしましたね。そういう形で、これは産業労働局も全部含めて中間のところでああいう形で都民の方に発表していただく。それも、変な言い方ですけども、非常に高いところの方が総体的にこうだと考え方で言っているんじゃないなくて、現場の方たちが具体的にこうだと話していただくということが、とてもあれは皆さんに好評でしたので、その辺の部分も含めて、ぜひ公表のところは要望したいと思います。

○丸山部会長 ありがとうございました。もしほかにこの部分でなければ、今まで言い忘れたところとか、あるいは全体的なところを通してご意見のある方はご発言いただきたいと思います。池山委員、どうぞ。

○池山委員 リスクコミュニケーションのところで、21ページに、「様々な実施主体により“リスクコミュニケーション”の取組が進められているが、その中には、単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものが見受けられる」と、ここに具体的に書いてあって、それはもう私どもも常々感じているので、ここまで書いていただいて、だから東京都はリスクコミュニケーションのあり方をそういうことも踏まえて検討するんだよということなので、このところはとても消費者にとっては、やっぱり東京都はリスクコミュニケーションについては検討するんだということで大いに歓迎するところですけども、25ページのプランのところで、パイロット事業を実施するというのはとてもいいと思うんですけども、私もこれはぜひやっていただきたいと思っておりますが、あり方を検討するというのは食品安全審議会でするということですか。何か別

に委員会をつくるとかという発想ではないわけですね。わかりました。

○丸山部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

そのほか全体的なところを通して、林先生、何かございましょうか。どうぞもう一度おっしゃってください。

○林委員 論点の繰り返しになりますけれども、平成2年の基本的な考え方をもう少し前に出していただきたい。あれのほう为消费者にしては非常にわかりやすい記述なものですから、それに基づくさまざまな施策が産業労働局でもやられているということだと思えますね。ですから、そういうところをもう少し整理して、わかりやすく記述していただきたいという要望です。

○丸山部会長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。松田委員、どうぞ。

○松田委員 これも細かいことなんですけれども、プラン6の農産物の生産段階における指導の充実というところで、具体的な施策が「H A C C Pの考え方を取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針」と書かれていますけれども、これはいわゆるG A P（適正農業規範）のことですよね。

○丸山部会長 産業労働局のほうからどうぞ。

○武田産業労働局副参事 そのとおりでございます。いわゆるG A Pの考え方を今回取り入れてやっていくことも考えております。

○松田委員 おそらく農林水産省のほうも、今、G A Pの検討会みたいなのを始めていますので、あまり多くのガイドみたいなのができないほうがいいかなと思いますので、できれば協調してやっていただきたい。

○武田産業労働局副参事 これは農林水産省のガイド等に従いましてやっておりますので、協調してやっていきます。

○丸山部会長 やっぱり私たちが心配するのは、同じG A Pでも、国のG A Pだ、何々県のG A Pだとかというのが一番混乱するもとなんですね。H A C C Pでもそうで、あまりいろんなスタイルが出ては困るわけなので、そのところを十分お考えいただきたいということでございます。

池山委員、どうぞ。

○池山委員 確認ですが、12ページの具体的な施策の31に、消費生活調査員による調査というのがありますが、これは一般消費者の公募での参加によるチェックということなので、その辺を、田近委員の質問に当然これも入ると思いますので、説明してください。

○中村食品安全担当係長 現在でございますが、いわゆる公募で消費者の方500名という形で、これは生活文化局のほうですけれども、取りまとめしていただいております。

そのうちの200名につきまして、私どものほうのJ A Sの表示のチェックというものをお願いしているということでございます。ですから、監視という部分ではなくて、今回こういう項目について各お店に行きましてチェックをお願いするというような形で、その結果を集めまして、問題があれば私どものほうで指導に行くということで活用させていただいている制度でございます。

○丸山部会長 よろしいでしょうか。ほかにございましょうか。

それでは、いろんなご意見をいただいて、事務局の宿題も出てきてしまったんですが、皆様のほうからのご意見は十分でないにしても、かなり細かいところまでのご指摘もいた

だいたかと思うんです。一応これで今日のご意見を入れて、事務局のほうで取りまとめをしていただきたい。

さらにご意見があれば事務局のほうに、後でいつまでという期限が示されると思いますけれども、その意見を踏まえて、それを整理して親会のほうに上げたいと思っております。十分でないかもわかりませんが、一応この部会の取りまとめというものをそういうふうにさせていただきたいと思っております。事務局、それでよろしいでしょうか。

では、今後のスケジュールを含めて、事務局のほうからご説明させていただきたいと思っております。
○中村食品安全担当係長 それでは、今後のまとめ方ですけれども、今回こういった形でいろいろとご意見をいただきましたので、このご意見を踏まえまして、一度修文したいと思っております。

ただ、後になってお気づきになる点もあろうかと思っておりますので、もし追加のご意見等がございましたらば、大変直近で申しわけないんですが、できれば今週末、金曜日ぐらいまでにご意見をお寄せいただければと思います。

来週早々にはそういったご意見を踏まえまして、私どもで一度修文をさせていただきます。どこが変わったかという見え消しのような形で一度修文をさせていただきますして、各委員の方にお配りし、最終的には部会長と調整させていただいて、取りまとめという形にさせていただければと考えております。よろしくお願いいいたします。

○丸山部会長 それでは、私の座長としての役目を今日はこれで終わらせていただいて、後は事務局のほうにマイクをお任せしたい。よろしくどうぞ。

○小川食品監視課長 本日は長時間にわたるご審議をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。忌憚たんのないご意見をいただきまして、とても感謝しております。先ほど中村のほうから説明させていただきしましたように、そのようなスケジュールで、もし修文があれば、ご意見があれば、申しわけないんですけれども、今週中にいただければありがたいと思っております。

次回はそのような修文したものを受けまして、10月25日月曜日、10時から第2回目の審議会になります。その審議会のほうに本日取りまとめをいただいた食品安全推進計画の考え方（中間のまとめ）を報告いたしまして、ご審議をいただくようなスケジュールになっております。

以上でございますけれども、まだ言い足りない等あれば、受けたいと思っております。できるだけいいものにしていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をどうかよろしくお願いいいたします。

それでは、本日は長時間、ありがとうございました。終了させていただきます。

— 了 —